

所管部課		行政管理部 課税課		部長		矢 吹 勇 一	
件 名		東大和市税条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市公告式条例					
	部課機関						
1. 要 旨 (1) 改正理由 東大和市公告式条例の改正に伴い、引用する条文について所要の改正を行う。 (2) 改正内容 第11条第1項中、「公示は、東大和市公告式条例（昭和25年条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする」を「公示の方法は、東大和市公告式条例（昭和25年条例第4号）の例による」に改める。 (3) 施行日 令和8年5月21日							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課法規係において、事前審査済み。							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。							
5. 審議結果 決定							